

募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面(国内旅行)

その1

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
社名 ひじり観光タクシー株式会社

— この旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部になります — (お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

1. **募集型企画旅行契約**
この旅行は、ひじり観光タクシー株式会社(長野県長野市信州新町新町3、長野県知事登録旅行業第 2-665 号以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加したお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行出発前に送られる確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業務募集型企画旅行契約の部になります。

3. 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊期間中の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を行いますので、事前に「旅行条件書」を十分に配付・旅程を管理することを引き受けま。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1)「この旅行は、ひじり観光タクシー株式会社(以下「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下部のお申し込みと旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。当社「旅行申込書」(取消料)「予約料」のいずれか一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定める旅行契約成立前にお客様がお申し込みと撤回されたときは、お預かりしている旅行代金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 30%以上

- ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。
- ※下表の内容は本項(2)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- 当社は、電話・郵便・ファックス・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておりず、当社が予約の承諾の旨をご通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込みの届出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込みの旨をご通知しないときは、当社はお申し込みと取り扱いません。
3. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したとき成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 2 項の規定のみに準じます。
4. 旅行参加費(特別の配慮が必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。)当社は可能な範囲でこれに応じます。
5. 本項(2)の申し込みに基づき、当社がお客様のために譲じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
6. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同行旅程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。))を定めて申し込み募集型企画旅行契約の締結については、本項(2)～(5)の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約ご一緒した場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を行使していただきます。当該団体・グループに属する旅行者に関する方は、当該契約責任者の間で問います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とさせていただきます。

3. ウェイティングの取扱

- 3.1 お申し込みの段階で、譲渡、譲渡その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様に承諾を得て、お客様が取消時状態における有効な期限を確認した上で、お客様にウェイティングのお客様として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力いたします。お持ちのウェイティング登録、お申し込みの場合で当社が申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は旅行契約成立していません。なお、「当社がお客様のお申し込みを承諾できる通知する前にお客様のウェーティング登録解除のお申し込みがあった場合」又は「お持ちいただいた期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」又は「当社が当該ウェーティング登録解除の申し出があった場合」又は「本項(1)の場合」又は「本項(2)の場合」で旅行契約に必要な措置の内容を具体的に申し出てください。
- 3.2 おお客様にお申し出を承諾できる通知を行い、当該通知がお客様に到達したとき成立するものとします。
- 3.3 お預かりした申込金相当額は予約成立した時点で旅行代金として取扱います。

4. 申込条件

1. 20 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
2. ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加する性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
3. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊婦の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を飼育している方その他の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要かどうかを申し出てください。旅行契約成立後これらに照応した内容も場合によってはお申し出ください。あらかじめ当社からご案内しお断りする必要のない措置の内容を具体的に申し出てください。
4. 前号のお申し出を受けなかった場合、当社は、可能な合理的な範囲で対応いたします。お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせ、又は書面でもそれをお申し出いただくことがあります。
5. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、旅程の確保の提出、コースの一部に追加するサービスを要するなどを条件とすることがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断り、又は旅行契約を解除させていただきます。また、お客様のために譲じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様が負担します。
6. お客様でご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断は追加を要する状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはたかむ必要のある措置を取させていただきます。これらにかかる一切の費用はお客様の自己負担となります。
7. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コース上での別行動をお申し出を受けずに行うことができます。
8. お客様のご都合により旅行の行程が変更される場合は、その旨をお知らせください。変更の有無、復帰の日時等の書面による連絡が必要となります。
9. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある場合当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

10. お客様が暴行団員、暴力団関係職員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると思われる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
11. お客様が当社に暴力団関係者であることを認め、又は無断で旅行を取り関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれに準ずる行為を行つた場合には参加をお断りする場合があります。
12. お客様が病歴を公表し、偽計若しくは威嚇を行い、若しくは当社に業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。
13. その他当社から業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面

1. 当社は本項(2)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))を渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
2. 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要運送・宿泊機関の名称が確定されない場合は、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を特定して判例した上で、契約書面の改訂後、旅行開始の前日(旅行開始日の前日から起算してかかっていた 7 日目)に当たる日以後のお申し込みに関し旅行日程を確定し、これらの確定内容を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))を渡します。
3. 第 2 項(2)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
4. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、本項(1)の契約書面に記載することになります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載することになります。

6. 旅行代金の(お支払い)期日

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、かつのぼって 14 日前に当日以下(以下「基準日」といいます。))よりも前にお支払いいただきます。2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日の前日に当社が指定する期日までに支払いいただきます。
- ### 7. 旅行代金の適用
1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。
2. 旅行参加者がパンフレットに表示されています。出発日と利用人数で確認ください。
3. 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金」として表示した金額をいいます。この旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部になります (お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

金として表示した金額をいいます。この旅行条件書は、第 2 項(1)の申込金、第 13 項(1)の取消料、第 14 項(2)の連絡料、および第 20 項の「変更補償金」の額を算出して算出の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行代金に含まれる運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通運とります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・乗船・ガレ等)及び消費税等諸課税・サービス料、空港施設使用料等。
 - 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員賃、団体行動にかかわる交通費(バス・タクシー)の費用、旅行代金の一部に含みます。
 - パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
 - 上記 1～3 についてのお客様のご都合により、一部利用されなくも戻戻しいたしません。
- ### 9. 旅行代金に含まれないもの
- 超手荷物運賃(規定の重量・容積・個数を超過する場合について)
 - クルーズ・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴ったサービス
 - 旅行日程中の「自由行動」(自由見学)「別料金」(お客様負担)等に記載される箇所に記載の入場料金・食事料金・交通費
 - 入国届を使用される場合の追加代金
 - 希望者のみ参加されるオプションツアー(別送料の小旅行)の料金
 - お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
 - ご自宅から最寄駅までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後、天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するため、お客様に追加して掲げる旅行を行います。当社がお客様ごとと異なる特約を締結した場合にはこの限りではありません。

1. 旅行代金額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- 利用する運送機関の運賃・料金等、新しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合は、旅行開始の前日から起算してかかっていた 15 日目に当たる 7 日前にお客様にご一考を通知します。
 - 当社は本項(1)の定めるお客様の旅行代金の大幅な減額をなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額が旅行代金を超過したときは、第 10 項上段に旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運賃・料率その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の発生を除き、当社は本項(1)の定める変更範囲内で旅行代金の額を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、連絡料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
 - 当社に運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した書面において、旅行契約の成立時に、当社が責任を負ふ事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

2. お客様の交替

1. お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上手数料(個人につき 1,000 円/消費税込)ともに当社に提出していただきます。(既に航空券等が発行している場合には、別途変更手数料に関する費用を請求する場合があります。)
2. 旅行契約上の地位の譲渡に当社が承諾があった時に効力が生ずるものとします。以後、旅行契約上の地位を譲り受けたい方は、お客様が旅行契約に関する一切の権限及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

3. お客様による契約の解除

- 【1】旅行開始前
お客様は、いつでも以下表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表で「旅行契約の解除期日」は、お客様がお申込みの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日時を基準とします。
- | 旅行契約の解除期日 | 取消料(おひとり) |
|--------------------------------|-----------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してのぼって | 右記日曜以降旅行以外 日曜以降旅行外 |
| 【1】21 日前に当たる日以前の解除 | 無 料 無 料 |
| 【2】20 日前に当たる日以降の解除(【3】～【7】を除く) | 旅行代金の 20% 無 料 |
| 【3】10 日前に当たる日以降の解除(【4】～【7】を除く) | 旅行代金の 20% 旅行代金の 20% |
| 【4】7 日前に当たる日以降の解除(【5】～【7】を除く) | 旅行代金の 30% 旅行代金の 30% |
| 【5】旅行開始の前日の解除(【6】～【7】を除く) | 旅行代金の 40% 旅行代金の 40% |
| 【6】旅行開始当日の解除(【7】を除く) | 旅行代金の 50% 旅行代金の 50% |
| 【7】旅行開始当日または無連絡不参加 | 旅行代金の 100% 旅行代金の 100% |
- 【2】お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- お客様が旅行開始の前日から起算して、かつのぼって 20 項の右左欄に掲げられた、その他の重要なものであることに限ります。
 - 第 10 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保し、又は不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大いとき。
 - 当社らがお客様に付き、第 5 項に定める期日までに、確定書面に記載した最終旅行日程表をお渡しできなかったとき。
 - 当社らがお客様につき、第 5 項に定める期日までに、確定書面に記載した旅行日程表に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - 当社は、本項(1)の【1】において旅行契約を解除したときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金及び取消料をお支払いしないときは、その差額を申し受けます。またご参加費については「割引料」取の要がないためお客様が発生する場合は、その差額が返金されさせていただきます。
 - 当社は本項(1)の【2】において旅行契約が解除されたときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)の差額を払い戻します。
- 【3】旅行開始後
- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様に帰りに発生し、事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可避かつ帰りに発生し、事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスを受けることが出来ず。この場合において、当社は、旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金及び取消料をお支払いしないときは、その差額を申し受けます。またご参加費については「割引料」取の要がないためお客様が発生する場合は、その差額が返金されさせていただきます。
 - 当社は本項(1)の【2】において旅行契約が解除されたときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)の差額を払い戻します。

表)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してのぼって	右記日曜以降旅行以外 日曜以降旅行外
【1】21 日前に当たる日以前の解除	無 料 無 料
【2】20 日前に当たる日以降の解除(【3】～【7】を除く)	旅行代金の 20% 無 料
【3】10 日前に当たる日以降の解除(【4】～【7】を除く)	旅行代金の 20% 旅行代金の 20%
【4】7 日前に当たる日以降の解除(【5】～【7】を除く)	旅行代金の 30% 旅行代金の 30%
【5】旅行開始の前日の解除(【6】～【7】を除く)	旅行代金の 40% 旅行代金の 40%
【6】旅行開始当日の解除(【7】を除く)	旅行代金の 50% 旅行代金の 50%
【7】旅行開始当日または無連絡不参加	旅行代金の 100% 旅行代金の 100%

- 【2】お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- お客様が旅行開始の前日から起算して、かつのぼって 20 項の右左欄に掲げられた、その他の重要なものであることに限ります。
 - 第 10 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保し、又は不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大いとき。
 - 当社らがお客様に付き、第 5 項に定める期日までに、確定書面に記載した最終旅行日程表をお渡しできなかったとき。
 - 当社らがお客様につき、第 5 項に定める期日までに、確定書面に記載した旅行日程表に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - 当社は、本項(1)の【1】において旅行契約を解除したときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金及び取消料をお支払いしないときは、その差額を申し受けます。またご参加費については「割引料」取の要がないためお客様が発生する場合は、その差額が返金されさせていただきます。
 - 当社は本項(1)の【2】において旅行契約が解除されたときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)の差額を払い戻します。
- 【3】旅行開始後
- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様に帰りに発生し、事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可避かつ帰りに発生し、事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスを受けることが出来ず。この場合において、当社は、旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金及び取消料をお支払いしないときは、その差額を申し受けます。またご参加費については「割引料」取の要がないためお客様が発生する場合は、その差額が返金されさせていただきます。
 - 当社は本項(1)の【2】において旅行契約が解除されたときは、既ににお支払い済みである旅行代金(又は申込金)の差額を払い戻します。

11. 旅行開始前

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することとなります。
- お客様が病状、必要ない助者の不在その他の事由により旅行の参加及び旅行の安全を確保できないことが明らかになったとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある場合と認められたとき。
2. お客様が、契約内容において合理的な範囲を超える負担を負ったときは、この場合、当社が旅行開始日の前日から起算してかかっていた 13 日以前(自由行動旅行であれば 7 日)までにあなたより前に旅行中止する旨をお客様に通知します。
3. カネキを目的とする旅行における降参量の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないときは、あるいはそのおそれ極めて大いときは、
- 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するため、お客様に追加して掲げる旅行を行います。当社がお客様ごとと異なる特約を締結した場合にはこの限りではありません。
4. お客様が第 5 項に定める旅行日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社が当該旅行の日時においてお客様が旅行契約を解除したのと同じです。この場合において、お客様は当社に対して、第 13 項(1)の【1】に定める取消料に相当する額の差引料をお支払いいただきます。

3. お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないときは、
- お客様が病状、必要ない助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないときは、
 - お客様が旅行の安全かつ円滑な実施するための添乗員その他の者に当社の指示に従わないとき、又はこれらの方が又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫を生じ、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある場合と認められたとき、
 - 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続に不可能となったとき。
2. 当社が本項(2)の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有る弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社はお客様が既に提供を受けた旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに際して取消料、差引料その他の既に支払、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
3. 当社は、本項(2)の【2】の【1】の規定に基づいて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお預かりのご負担で出発地に戻るために必要となる旅行サービスの手配を引き受けます。
4. お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合は旅行開始後(第 13 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除は払い戻し及び第 14 項の規定により起算して 7 日以内に、減額は旅行開始後の解除に代わって払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して 30 日以内に)お客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理

1. 当社にお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し追加して掲げる旅行を行います。当社がお客様ごとと異なる特約を締結した場合にはこの限りではありません。
- お客様が旅行中、旅行サービスを受けたいことが出来な「おそれがある」と認められたときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(2)の個人旅行契約の場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するため、お客様が旅行の安全かつ円滑な実施を確保し、又は不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大いとき。
2. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体行動していたときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 【添乗員同行プラン】
3. 添乗員同行表示コースとは、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他の旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なうことです。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までです。
4. 現地添乗員同行表示コースは、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
- 【現地係員案内プラン】
5. 現地係員案内コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- 【個人旅行プラン】
6. 個人旅行プランには添乗員が同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けたために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますの、旅行サービスを受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、お客様の旅行に当たって、当社又は手配代行業者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたとときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があったことに限ります。
2. 例へば、お客様が追加して掲げる業務を委任するにわたる場合、又は本項(1)の責任を負い兼ねます。ただし、当社は当社の手配代行業者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- 天災地震、戦乱、暴動又はこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
3. 当社は、手荷物によって生じた本項(1)の責任については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

1. お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様に損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するために、万一、契約書面に異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地においてその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別保証

1. 当社は第 17 項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業務募集型企画旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の特約補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金が 1 億 500 万円、入院見舞金が 2 万円～20 万円、通院見舞金が通院日数により 10 万円～5 万円を支払います。死亡補償金にかかる損害賠償金は、旅行者 1 名につき 15 万円までを限度とします。ただし、補償対象の賠償金の 1 個又は 1 割については、10 万円を限度とし、1 割を超過した場合は、10 万円を限度とします。
2. 当社が第 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この賠償金、当社が加入する損害賠償金の一部又は全部と充当します。
3. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別送の請求書に基づいて実施される「旅行(オプションツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、またる旅行契約の一部として取り扱います。
4. ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスを円滑に受けたい旨が明示された日においても、当該日にお客様が被った損害について、お客様が支払われたい旨を明示した旅行契約に限り、募集型企画旅行参加中は支払いたしません。
5. お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のケガ(旅行参加者、山岳登山、ボート、スキー、マウンテンバイク、ヘリコプター、ヘリコプター、ヘリコプター)によるものである場合は、お客様はこれらに同意したときに限り、募集型企画旅行の責任を負うこととなります。この場合、当該募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅程保証

1. 当社は、次表に示す内容の重要な変更(次の【1】、【2】、【3】)に掲げる変更を除きます。が生じた場合は、旅行代金に表右欄に記載する額を乗じて得た額の変更前金額を、旅行終了の日翌日から起算して 30 日以内に当社に通知し、または、当該変更について当社に第 17 項(1)の規定に基づいて変更が生ずることが明らかである場合には、この限りではありません。
- 【1】次に掲げる事由による変更が発生するときは、当社は変更補償金を支払います。(ただし、サービスの提供が行われてはにもかかわらず「運送・宿泊機関等の運賃・料率その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払いません。)
- ア. 旅行日の変更
イ. 戦乱
ウ. 暴動
エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画に異なる運送サービスが提供
ク. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要措置
- 【2】第 13 項及び第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 【3】パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けたい場合は、当社は変更補償金を支払いません。

募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面(国内旅行)

その2

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
社名 ひじり観光タクシー株式会社

— この旅行条件書は、**旅行業法第12条の4**に定める「**取引条件説明書**」及び**同法第12条の5**に定める「**契約書面**」の一部になります — (お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

- 2.当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 3.当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様が当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- 4.当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当りの率(%)	
	旅行開始時	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は自由便への変更	1.0%	2.0%
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
8.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は客室の変更	1.0%	2.0%
9.上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

21. 通信契約により、旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(以下「カード会員(以下「会員」といいます。))より「所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

- 1.通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- 2.本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- 3.通信契約の申し込みの際、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- 4.通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を發し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- 5.通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に備わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合がございます。
- 6.当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域の会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

- 7.インターネット等のIT関連通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 9.会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. 個人情報の取扱について

- ひじり観光タクシー株式会社(以下「当社」といいます。))及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))、「当社」及び「販売店」を指して当社といいます。
- 1.当社は、ご提供いただいた個人情報について、**1.**お客様との間の連絡のため、**2.**旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、**3.**旅行に関する諸手続きのため、**4.**当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、**5.**当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、**6.**旅行参加後のご意見やご感想の御覧のため、**7.**アンケートの御覧のため、**8.**物販サービス提供のため、**9.**統計資料作成のために利用させていただきます。
 - 2.本項(1)2、3の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジットカード会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい)
 - 3.当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報、当社が責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社のホームページ(<https://hijiri-kankotaxi.com/>)の「プライバシーポリシー」にてご確認をお願いします。
 - 4.当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
 - 5.お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
 - 6.一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

お問い合わせ窓口:本社お客様相談室
電話:026-262-2353 FAX:026-262-2375 E-mail hijirikanko@abi@nag.janis.or.jp
営業時間:月～金曜日 10:00～16:00(土・日曜、祝日、年末年始休業)

23. その他

- 1.お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- 2.お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 3.旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- 4.現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅保保証の対象とはなりません。
- 5.旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- 6.ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- 7.事故、大害をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一降車が変更、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償も応じられません。
- 8.当社以外に定める場合も旅行の乗継便はございません。
- 9.手荷物の運送は当運送機関が行わない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定める事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

25. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年3月1日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。